

## 入札不調における随意契約の事務取扱要領

平成 15 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、談合等の防止を図るため、契約主管課が執行する入札において、入札不調となった後、随意契約を行う場合の協議相手の選定について必要な事項を定めるものとする。

### (随意契約の協議相手の候補者)

第 2 条 入札が不調となった後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約を行う場合の協議相手の候補者は、次のいずれかの方法により選定する。

- (1) 最低価格入札（以下「一番札」という。）の者及び次順位（以下「二番札」という。）の者が、それぞれ一者の場合は、その者を協議相手の候補者とする。
- (2) 一番札の者が複数の場合は、一番札の者全員を協議相手の候補者とする。
- (3) 一番札の者が一者の場合であって、二番札の者が複数のときは、一番札の者と二番札の者全員を協議相手の候補者とする。

### (協議相手の決定)

第 3 条 随意契約の協議相手は、前条により選定した候補者の中から、くじ引により決定する。

2 前項のくじを引く順番は、一番札の者からとする。この場合において、同順位の者が複数の場合は、くじ引等により、前項のくじを引く順番を決定する。

### (協議の不成立)

第 4 条 前条に規定するくじを引かない者がある場合又は前条の規定により随意契約の協議相手が決定した後、その者から辞退の申し出があった場合は、協議不成立とする。

### (補則)

第 5 条 この要領に定めのない事項及び施行に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。